

外国政府等において重要な地位にある方等のご確認について

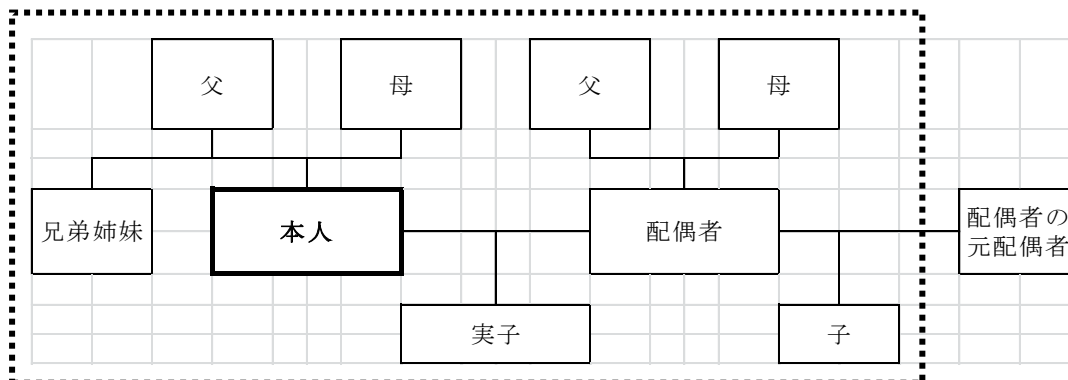
当行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お客さまが外国政府等における重要な地位にある方等（外国 PEPs）に該当しないことをご確認させていただいております。お客さまが以下の項目に該当しないことをご確認のうえ、お手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

1. 外国の政府等における重要な地位（※）にある方、また過去に外国の政府等における重要な地位にあった方

（※）「外国政府等における重要な地位」とは、外国における以下の地位をいいます。

- ・ 国家元首
- ・ 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ・ 中央銀行役員
- ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1のご家族の方（点線網掛けの範囲の方が対象となります）



3. 上記1, 2に該当する方が実質的支配者である法人

以上